

# こんな消費者トラブル ありました!



市民生活課市民生活係  
☎0824・73・1154

## 民法の一部改正(令和2年4月1日施行)により 賃貸住宅の賃貸借に関するルールが変わりました!

### 賃貸住宅の敷金に関するトラブル

マンション退去後に大家から「壁紙と畳を交換したため、敷金は返せない」と告げられた。  
特に汚した覚えはないので納得できない。

#### ◎敷金とは

家賃の滞納や、不注意による物件の損傷・破損に対する修復費用を保証するために、家主に預け入れるお金です。家賃の未払いや不注意による破損などが無い限り、返還されるものです。

民法改正により、「故意や不注意で壊したり汚したりしておらず、通常の使用であって、年月の経過に伴う汚れなどにより劣化した部分は、入居者の負担にならない」というルールが確立されました。

ただし、「退去時に修繕代を請求する」などと書かれている契約書もあるため、契約書にサインする際には注意が必要です。



(イラスト出典) 広島県生活センター

#### 困ったときは

庄原市消費生活センターへ!

☎0824・73・1228

平日9時〜16時(12時〜13時は除く)

## 安心・安全な毎日のために

### 特殊詐欺対策のお願い

特殊詐欺事件について、これまでたびたび注意喚起を行っていますが、残念ながら全国的に被害が後を絶ちません。

県内では、本年6月末現在で、**77件、1億748万円**の被害が発生しています。

庄原市では、市民の防犯意識の高さや地域の「強い絆」意識、市役所、高齢者施設などの各関係機関・団体が継続して防犯指導が実施されたこともあり、現在被害は発生していません。

特殊詐欺の最大の防止策は「**家族や地域の人の声掛け**」です。

「どうしよう」「どうだろう」と思った時に、相談できる人、相談しやすい環境をつくるのが大切です。

引き続き、オール庄原で「**特殊詐欺被害ゼロ**」「**特殊詐欺撲滅**」を目指して、一致団結して取り組みましょう。



庄原警察署 ☎0824・72・0110

### 子どもの犯罪被害防止・非行防止への協力のお願い

この時期は、日が長く、子どもが遅い時間まで外出することや、夜遊びをすることが多くなります。また、性犯罪が増える時期でもあります。

子どもが犯罪被害に遭わないようにするため、また子どもの犯罪・非行を防止するため、「**地域全体で子どもを守る**」という意識を持って、声掛けをお願いします。

また、少年が複数のバイクで暴走行為を行っているという情報や、大麻などの薬物に関する情報も寄せられています。このような場面を見た、出会った場合は、庄原警察署まで通報してください。併せて、不審者情報などの早期通報をよろしくお願いします。

不審者情報や、詐欺、交通事故の発生状況など、リアルタイムの情報をメールマガジンで配信しています。希望する方は、次のメールアドレスに空メールを送り、手続きをしてください。

#### ●メールアドレス

touroku@anzen.police.  
pref.hiroshima.jp

